

令和5年度長野県社会福祉審議会 議事録

日 時 令和6年1月18日（木）13時30分から15時30分まで

場 所 長野県庁本館棟3階 特別会議室
（会場とオンラインによる併用開催）

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

（1）委員長及び副委員長の選出

（小澤企画幹兼課長補佐）

それでは、これより議事に入らせていただきます。

初めに、会議事項（1）委員長及び副委員長の選出についてでございます。委員長及び副委員長につきましては、社会福祉法第10条及び長野県社会福祉審議会運営規程第4条第1項の規定により、委員の互選による委員長1人及び副委員長1人を置くこととされております。この案件についていかがでしょうか、御意見等ございますでしょうか。

（圓口委員）

委員長に立候補したいと思います。

（小澤企画幹兼課長補佐）

ただいま委員長に立候補したいという御意見がございましたが、ほかに御意見等ございますでしょうか。

（永田委員）

委員長を長野県立大学健康発達学部長であられます、児童福祉に造詣の深い太田委員様に、副委員長には高齢者をはじめとした福祉現場に精通されていらっしゃる萱垣委員様にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（小澤企画幹兼課長補佐）

ほかに御意見等ございますでしょうか。

それでは、ただいま圓口委員から立候補のお話が、また永田委員から、委員長につきましては太田委員ということで御推薦がございましたが、互選によるということでございますので、この場で決を採らせていただくということよろしいでしょうか。

それでは、この場で決を採らせていただきますので、賛成の方のほうに挙手をお願いできればと思います。

それでは、最初に、圓口委員の委員長について賛成される方は挙手をお願いいたします。

では、続いて、太田委員の委員長について、賛成される方の挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。太田委員の委員長就任のほうに挙手が多く挙がりましたので、委員長につ

いては太田委員にお願いできればと思います。

副委員長につきましては、先ほど永田委員から、萱垣委員を副委員長にどのお話がございましたが、こちらについては、萱垣委員に副委員長をお願いする形でよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

(小澤企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。

それでは、太田委員には委員長をお願いしたいと思います。つきましては、その場で御挨拶をいただきますとともに、その後の議事進行をお願いしたいと思います。

また、萱垣副委員長におかれましては、太田委員長の御挨拶の後に、その場で御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

太田委員長の挨拶

萱垣副委員長の挨拶

(2) 審議事項

(太田委員長)

それでは、次に、審議事項に移りたいと思います。

会議事項(2)の審議事項ア、第三期子ども・子育て支援事業支援計画についてに移りたいと思います。

最初に、県から諮問をお願いいたします。

ア 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画について(諮問)

諮問文の朗読

(太田委員長)

ありがとうございました。

ただいま諮問文の写しを各委員のほうにもお配りいたしました。

続きまして、ただいまの諮問事項についての説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

資料2の説明

(太田委員長) ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけれども、諮問いただいた本件については、具体的な検討は、今、御説明があった子育て支援専門分科会で行うということになります。

説明につきまして、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

発言する際にですけれども、マイクを口元に近づけてからお願いしたいということと、お名前を最初に言ってからお願いします。御発言については簡潔をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(圓口委員)

圓口です。

子育て分科会の開催期間の間は、審議会は開催しないということなのでしょうか。お願いします。

(太田委員長)

いかがでしょうか。

恐らく開催しないのではないかと私は思うんですけども。

担当課のほうからお願いしたいと思います。

(平澤課長補佐兼企画調整係長)

健康福祉政策課、平澤でございます。

分科会で行っている間は、分科会で審議をするということでございまして、この本会議のほうは案件がある場合には随時開催をとということでございますので、審議については分科会で行っていくことになります。

(太田委員長)

よろしいでしょうか。

(圓口委員)

ありがとうございます。

(太田委員長)

ありがとうございます。

少子化等、段階的にかなり進んできているので、5年間の計画、非常に重要になると思いますので、専門分科会のほうでもその点踏まえて御検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、審議事項のイに行きたいと思います。長野県社会的養育推進計画の見直しについてに入りたいと思います。

最初に、県から諮問をお願いいたします。

イ 「長野県社会的養育推進計画」の見直しについて(諮問)

諮問文の朗読

(太田委員長)

ありがとうございました。

ただいま諮問文の写しを各委員のほうにお配りしております。

続きまして、ただいまの諮問事項についての説明をお願いいたします。

資料3の説明

(太田委員長)

ありがとうございます。

ただいま御説明がありましたけれども、諮問いただいた件についての具体的な検討は、児童福祉専門分科会で行うということになります。説明につきまして、御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

お願いします。

(黒川委員)

黒川と申します。すみません、言葉のことなんですけれども、4の計画への主な記載項目等というところで、現行計画のところ、②のアドボカシーとか、あと、見直し後の計画の⑦番のパーマネンシーっていうのを日本語にしていただけないでしょうか。

いろんなものが英語の片仮名表記にどんどん置き換わっていて、全く私たちに伝わってこない。NHKのニュースを見ている、キックバックって何だろうと思ったら、裏金って言ってもらえば、物の本質に私たちはたどり着けるので、ぜひ長野県は、私、アドボカシーっていうのは分らないです。社会に出て30年ですけど、1回もこの言葉を聞いたことがないです。パーマネンシーは日本語でいって、いい言葉で言ったら、恒久的なっていうことで、そこにやっぱり県民の気持ちがある本当に恒久的に、生まれてから、その人生の中でずっと保障がある世の中にしていくなだっていくことが県民に伝わると思っていますので、この片仮名表記を極力いろんな場面で減らしていき、特に社会福祉の場ではということを目指したいと思っております。お願いします。

(内山児童相談・養育支援室長)

御意見を頂戴しまして、ありがとうございます。片仮名表記につきましては、できるだけ日本語表記ということにしたいと思っておりますけれども、実はこういった言葉をこども家庭庁なり、厚生労働省という、国で使っているという部分もございますので、国でもなかなか片仮名言葉が多うございまして、注釈を加えなくてはいけない部分もあると思っておりますが、改めて検討させていただきましても、国の指針に沿っているところもございまして、片仮名と日本語と併記させていただくとか、あるいは、新たな計画に注釈文をつけるかとか、そういったことで対応したいと思っております。

ちなみにアドボカシーというのは、子ども自身の持つ権利擁護ということで、子どもの意見をしっかりと聞いて、(その子どもへの)対応に活かしていこうということで、今、こどももまんなか社会ということで、こども家庭庁もできて、子どもの意見を尊重しながら、子どもの意思に沿った対応をしていくということが求められておりますので、現行計画でも書かれていたんですが、今後も、実は見直し後の計画②番のところ、こちらのほうは子どもの権利擁護の取組と書かれておりますが、こちらのほうは漢字で意見聴取・意見表明、子供の意見を聞いて、それを、対応に反映していくということで書いておりますので、そういったことで注釈を加えたいと考えております。

それから、パーマネンシーは今おっしゃっていただいたとおり、恒久的なという意味でございまして、これは代替養育されているということで、何らかのいろんな事情で実の親御さんが養育できない場合に、養護施設ですとか里親に代替養育していただいていることがございまして、パーマネンシーということで、(実親を含めた)ある特定の大人対子どもということで、将来に続く関係を築いていくことがその子どもの成長にとっても大変よいということで、そういった言葉を使いながら保障をしていくこと、取組を今後も目指していくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。また、言葉につきましては、注釈を加えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(黒川委員)

社会福祉審議会の概要の2番のところの審議事項で、関係行政庁に意見を言えるのがこの場だと思いますので、ぜひお伝えいただいて、パーマネンシーの意味は、私はそこまでは想像つかない。今、お話を聞いて、さっき私もちょっと違うことを言ったと思うんですけど、パーマネンシーにそういう意味があるとはとても思いが至りませんので、改めていただいて、伝わりやすくしていただきたいと思っております。

(内山児童相談・養育支援室長)

はい。ありがとうございます。御意見を受け止めましたので、そのような方向で検討させていただきます。

(太田委員長)

ありがとうございます。広く県民の皆さんに分かりやすいことは、すごく大切なことだと思いますので、今の黒川委員からの御意見についても十分尊重して、反映させていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

お願いします。

(圓口委員)

すみません、圓口です。

資料3の5番の見直しの進め方で、子ども等からの意見聴取を行うということなんですが、どういう形で意見をまとめていくのかなと思ひまして、アンケートとかいろいろあると思うんですが、やはり子どもが素直に意見を言えるような形で意見聴取というのを、どのような形で考えられているか教えていただきたいと思ひます。

(内山児童相談・養育支援室長)

御意見ありがとうございます。意見聴取に当たりましては、今、委員おっしゃったとおり、アンケートの形もありますし、あるいは社会的養育下にある子どもさんということで、児童養護施設なり、あるいは里親、里子さんのほうから、県の職員、あるいは児童相談所職員を介しまして、子どもからの意見を引き出すような形で、意見聴取を行っていききたいというふうに考えてございます。

(圓口委員)

ありがとうございます。

(太田委員長)

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

(3) 説明事項

(太田委員長)

それでは、続きまして、説明事項に移らせていただきたいと思ひます。冒頭の福田部長のお話にもありましたとおり、法律等の改正等に併せて、変更点等も含めてということになるかなと思ひておりますけれども、よろしくお願ひします。

説明事項アの長野県障がい者プラン2024(仮)の策定についてに入りたいと思ひます。

それでは、説明のほう、よろしくお願ひいたします。

ア 長野県障がい者プラン2024(仮)の策定について

資料4の説明

(太田委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、あるいは御質問等ありましたら、お願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。特によろしいですか。

共生社会の実現は、今、日本が取り組まなきゃいけない大きな課題ではあると思ひますので、どんな形で具体化していけるかとか、あるいは取組の過程で、皆様から何か具体的な事例などでも御意見等が

あれば、関係課のほうにも伝えていただけたらいいのかなというふうに思います。

ありがとうございました。それでは、次の議題に入りたいと思います。

説明事項のイ、第9期長野県高齢者プランの策定について、及び説明事項ウ、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従事者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正についてに移りたいと思います。

それでは、御説明よろしく願いいたします。

イ 第9期長野県高齢者プランの策定について
資料5の説明

ウ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
資料6の説明

(太田委員長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見等ありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願いします、黒川委員。

(黒川委員)

黒川です。

日赤で仕事をすることもあるんですけども、今、献血できる年齢が69歳までできまして、70歳になるお誕生日になると、もう献血はできないということで、今、盛んに献血をしてくださっている方が60歳代の方で、65歳までは何らかのお仕事があって、いよいよ65歳になるとどこも退職という状況になって、65歳から70歳の間自分が社会貢献できるのはもう献血しかないっていうことをおっしゃる方が、今、盛んに献血してくださっています。それで、65歳から70歳の元気な方を社会貢献したいという気持ちがあるので、それを何とか、誘導するというか、そういう県の何か受皿のような、ボランティア的でも、献血はもう本当にボランティアなので、ボランティアでも参加できる、町会では役員じゃないと参加できないとか、そういうところもあるんですが、そういう65歳から70歳の方を活かせるような何か計画のようなものはお考えでしょうか、教えてください。

(今井介護支援課長)

ありがとうございます。献血に限ったことでありますとちょっと。

(黒川委員)

いえ、献血ではなく、献血はそういう場面があるので、それ以外で社会貢献をできるような、ボランティア的な、県が募集をして、それで、こういう事業があるので参加者を募って取り組むというような、そういう計画等ありますでしょうか。

(今井介護支援課長)

ありがとうございます。先ほど申し上げた中でも、いわゆるアクティブシニア、元気な高齢者の方、65歳の方も含めた形なんですけど、そういった中でも、やはり介護需要は、いわゆる介護にならないようなことももちろんこれから必要になってくると思いますので、そういった意味では社会参加を促進するとか、社会貢献するとか、生きがいとかそういったことがそういったことにつながっていくというこ

とも考えられますので、高齢者プランの中でもそういった視点で社会参加促進、例えば有業率にしても、長野県は割と高齢者の有業率も高いということもございます。65歳で終わったとしても、その後地域で活躍できるような方向性につきましても、プランの中では位置づけを行っておりますので、ここを具体的に進めていく中で形にすることも検討しながらやっていきたいというふうに考えております。

(黒川委員)

ありがとうございます。

(太田委員長)

ありがとうございます。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。

2040年に高齢者人口とかピークになるということなので、本当に大変な課題だなと思っておりますので、ぜひ長野県の独自の地域性みたいなものも生かしながら、プランが充実していくといいなというふうに願っているところです。

それでは、皆さんよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、次に、説明事項エの障がい福祉関係条例等の一部改正についてに移りたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

エ 障がい福祉関係条例等の一部改正について

資料7の説明

(太田委員長)

ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問等いかがでしょうか。

お願いします。

(大久保委員)

すみません。大久保です。

児童発達支援の類型等の一元化ということで、難病児または重症心身障がい児を通わせる事業所以外の人員・施設基準に合わせていくというところを、もう少し詳しく御説明いただけますか。

(太田委員長)

よろしく願いします。

(藤木障がい者支援課長)

御質問ありがとうございます。

これは細かく類型を分けていると、それぞれの地域で十分なサービスの提供が難しくなるという観点から、できるだけ身近な地域で、多様な障がいのあるお子さんがサービスを受けられるように、そうした類型を取っ払って一元化することによって、それぞれの地域でサービスを受けられることを目指しての一元化でございます。

(太田委員長)

よろしいですか。細分化されているとサービスを提供し切れないということですかね。

(藤木障がい者支援課長)

はい。そういうことになります。

(大久保委員)

難聴児や重症心身障がい児の方々の支援をこちらのほうに基準を合わせるのではなくて、それ以外の事業所に合わせていく、人員基準等を合わせていくという形になるのですか。

(太田委員長)

この基準はよくなるんですかね、それとも厳しくなるのか。

(大久保委員)

厳しくなるのかなというイメージが。

(太田委員長)

そうですね。

(藤木障がい者支援課長)

どちらかという、できるだけ多くの事業所に多様な障がいのある方に対応していただきたいという形になりますので、利用される方にとってみれば、身近なところでサービスを受けられるようになるという努力を各事業所にやっていただく、という意味での改正になるかと思えます。

(太田委員長)

どうぞ。

(黒川委員)

黒川です。

例えば難聴児というお子さんは、特殊な教育が必要だと思うのですが、その教育の質が低下するということでしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

サービスの低下につながらないように、それぞれの事業所で必要な人員配置をしていただいて、もちろんそうした体制が組めない、受け入れられない事業所も当然出てくるかとは思いますが、今までであれば、細かく分かれていますので受けられませんということだったのですが、これからはそういう細かい枠をなくすことによって、より多様なサービスを提供できる事業者が増えてくるのではないかと、期待しているところでございます。

(黒川委員)

難聴だと、手話ができる人が必要だと思うのですが、その手話ができる方がどれだけ確保できるかっていう見通しはどうなのでしょう。各施設、ほかの人員・設備基準等に合わせるってことは、そういう問題を発生させると思うのですが、どこまでお考えでこの計画ということになるのでしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

御指摘のように、手話ができる方は県内でも限られていますので、今まで難聴児の支援をしていた事業所については、引き続き難聴児の方の支援ができると思っておりますけれども、新たにやろうとするところは、

すぐにそうした人員が手配できるわけではないと思います。基準を変えることによって、すぐに難聴児の対応事業所が増えるということは私どもも考えておりません。けれども、徐々にそういった、できる事業所が増えていくような形が望ましいと考えています。

(黒川委員)

具体的な計画ってというのは、これからということですか。計画がなくて、まずやってみるってということなんでしょうか。

(藤木障がい者支援課長)

私どもも難聴児に対応できる事業所がいくつになる、いうところまでは、現段階では見込んでおりませんが、それぞれの事業所の取組状況を見ながら、県としてできる対応を考えていきたいと考えております。

(黒川委員)

ちょっとごめんなさい、分かりましたとは言えないんですけども、どんなものなんでしょうか。

(太田委員長)

まず今、そういうサービスを細分化していることで、最初から受けられないという人たちがいるということですよ。なので、その枠の間口をまず広げて、まず、そのサービスにつなげるというのが考え方としてあるのかなと思います。その上で、じゃあ、さらに今、個別の障がい等に対してどう対応していくかというところは、具体的な今、見通しがあるというわけではないのかもしれないですけど、その充実を図っていくっていうことでよろしいですかね。

(藤木障がい者支援課長)

はい。ありがとうございます。

(大久保委員)

すみません、大久保です。

身近なところでサービスを受けられるっていうメリットはすごくいいことだと思うので、それを提供する支援者サイドのバックアップをぜひ県のほうで考えていただきたいと思います。お願いします。

(太田委員長)

ありがとうございます。

それでは、大久保委員や黒川委員から出た意見も尊重しながら進めていただければと思います。

ほかにはよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、説明事項オ、児童福祉関係条例の一部改正についてのほうに移りたいと思います。

それでは、説明のほうよろしく申し上げます。

オ 児童福祉関係条例の一部改正について

資料8の説明

(太田委員長)

ありがとうございます。里親とか里親支援の充実は、今進められているところだと思いますけども、それについての改正ということになっています。

御意見、御質問等いかがでしょうか。

里親支援センターを設置するということですね。ですね。よろしいですかね。ありがとうございます。
それでは、次にまいりたいと思います。議題が多くて、皆さんお疲れだと思いますが、もうちょっと頑張って、よろしくをお願いします。

それでは、次に、説明事項カ、困難女性支援関係条例の制定について、及び説明事項キ、長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画についてということで、お願いいたします。

では、御説明よろしくをお願いします。

カ 困難女性支援関係条例の制定について

資料9の説明

キ 長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画について

資料10の説明

(太田委員長)

ありがとうございます。

それでは、ただいま2つの事項についての説明がありましたけれども、御質問等がありましたら、お願いいたします。

どうぞ、黒川委員。

(黒川委員)

度々すみません、黒川です。

やはり相談してほしいならば、そのアウトリーチとかスーパーバイズ機能の強化とか、そういうのを分かりやすい言葉で、実際相談する女性は知的障害がどうか、家庭環境に恵まれないとか、なかなか言葉の理解の難しさもあると思いますので、この計画の段階からこういう言葉が使われると、実際それがもうこの言葉で下に下りて行きますので、言葉の改善をお願いします。対象者にマッチした伝わる言葉をお願いしたいということと、もう一つ、20歳以下の相談件数を増やしたいという、そういう取組を御計画と今、理解したんですけれども、ここの中に親子関係で悩んでいる人っていう言葉を入れていただくと、母子関係、親からの虐待、特に母親から女子が虐待されると、犯罪傾向に傾いていくことがありますので、親子関係という言葉も入れていただけないでしょうか。人間関係、夫婦関係、心身の課題というところに、親子関係、親のことで悩んでいるんだっていうことを相談できるんだという、そういうのだと20歳以下、若い人たちが相談してもいいんだなって理解できると思うんですけども。

(中坪子ども・家庭課長)

御意見ありがとうございます。1点目、分かりやすい言葉で、そのように検討したいと思います。

(黒川委員)

お願いします。

(中坪子ども・家庭課長)

2点目、親子関係の言葉についても、また、関係各課と相談してまいりたいと考えております。御意見ありがとうございます。

(黒川委員)

すみません、私ちょっと、今日これが一番大きな議題だなと思って来たんですけども、私、令和1年から5年間、法務省から依頼を受けて、松本少年刑務所の矯正医官やっております、医務課長の立

場で刑務所の中にいたんですけれども、松本少年刑務所、拘置所もありまして、警察の留置所から裁判のために拘置所にやってくる被告という立場の人たちがいるんですけれども、男性だけじゃなくて、松本は女性被告も、松本少年刑務所の拘留所、拘置所に身柄を置かれて、何か月か過ごすんですけれども、やはり親子関係を発端にして犯罪傾向に傾いてしまって、触法の女子になってしまった、法律に触れる女性になってしまったという境遇の人たちをたくさん見たんです。それで、法務省は大変女性に厳しいので、私が医務の仕事をしておりまして、男性受刑者は私の診察を受けやすかったんですけれども、女性の被告はなかなか私のところに訴えてもたどり着けない、そういうことが度々ありまして、日本の女性の置かれた立場、弱ければ弱い女性ほど大変な思いをして社会の中にいますので、その発端は親子関係にありますので、ぜひ。元が私、小児科医なので、親子っていうもののすばらしさも、親子っていうものの残酷さもいろいろ見てまいりましたので、ぜひその辺をこの計画に盛り込んで、長野県の立場の弱い女性が救われるように、ぜひお願いしたいと思う。国にはなかなか訴えても厳しかったので、ぜひ県のレベルで助けていただければなと思って、今日まいりました。よろしくお願いします。

(中坪こども・家庭課長)

はい。ありがとうございます。検討してまいります。

(太田委員長)

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

(寺澤委員)

すみません、長野県介護支援専門員協会の寺澤です。

今のちょっと親子関係っていうことに関してなんですけれども、ちょっと先生に言わすと、その表記がまた嫌かなと思うんですけど、ヤングケアラーって言われていまして、こども・家庭課の方ともいろいろ私もケースによっては話をさせてもらったりするんですけれども、親子関係に限らず、兄弟関係とか、親族に養護されている方も結構いらっちゃって、そうになると、やっぱりそこがすごくあつれきというか、そういう中で、心に秘めて悩んで、結局最終的に症状が悪化して、そうになってしまうっていうケースも結構やっぱりあるので、親子って限定してしまうよりは親族とか、身内とか、何か、すみません、私の中では分かりませんが、あまり親子だけに限定しない、血縁関係というんですかね、そういうような表記にしておいていただいたほうがいいのかと思って、すみません。

(黒川委員)

当事者が、ああ、自分も相談していいんだっていうことで、例えば親子関係とか、親類縁者の関係で悩んでいる人って分かりやすく、血縁っていっても、ちょっと分からない。大変な境遇に育っていて、知的レベルが高ければクリアできることが、やっぱり認知の問題で、自分では解決できないと思い込んで、ただ耐え忍んで、あるとき、もう犯罪者になってしまう、それはもう社会が生み出した犯罪なので、決して彼女たちが本当に悪い人間ではないんです。どこも相談するところがない、誰も助けてくれないっていうところ、何年もいた人が最終的により一層厳しい立場になります。そういう現実の上に私たちがありますので、ぜひお力添えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(中坪こども・家庭課長)

ありがとうございます。今、行政とか民間とか、相談機関はたくさんあるんですけれども、まず自分が相談してよい立場かどうか分からないということも非常に御意見として、民間団体の中でもいただいできております。検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

(黒川委員)

お願いします。

(太田委員長)

ありがとうございます。

それでは、その表現も少し工夫していただくとよいのかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

先ほどの女性相談支援センターと女性相談センターは別物なんですよ。

それから、アウトリーチというか、情報とか、相談する機関はたくさんあるんだけど、自分が相談のところにたどり着けないというのはよくやっぱり聞くんですけども、そういったところで先ほどの条例のほうで、密接に連携する機関としての民間団体とか、そういう力というか、そういったところも活用してつなげていけたらいいのかなって言うところもあります。

ほかにはよろしいでしょうか。

(内山児童相談・養育支援室長)

1点だけ。

(太田委員長)

お願いいたします。

(内山児童相談・養育支援室長)

児童相談・養育支援室の内山でございます。今、太田委員長様から御発言がありましたけれども、女性相談センターというのは現在の名称でございまして、先ほどの計画骨子の左側のほうにはその名称で書いておりますけれども、それをこの4月から法律施行に伴って、女性相談支援センターということで、相談プラス支援も含めてやっていきたいということで、この名称変更をするものでございます。よろしくお願いいたします。

(太田委員長)

分かりました。すみません、ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。説明事項クになります。第4次長野県自殺対策推進計画の策定についてということで、よろしく申し上げます。

説明のほう、お願いいたします。

ク 第4次長野県自殺対策推進計画について

資料11の説明

(太田委員長)

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問等あれば、お願いします。いかがでしょうか。

じゃあ、私のほうから一ついいですか。20歳未満の自殺ゼロを目標ということなんですけども、現状で20歳未満の自殺は、学校に通っているとか、通っていないとか、職業、無職とか有職とか、そういったところって言うのは何か、具体的な数値って分かれますか。

(宮島保健・疾病対策課長)

特に多いところで、中学生、高校生、また高校生が特に多いという統計ではございますが、具体的なデータにつきましては、後ほどまたお示しします。

(太田委員長)

すみません、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

次に、説明事項ケになります。高齢者向け配食サービス（弁当形態）における食中毒予防についてになります。

それでは、御説明よろしくお願ひします。

ケ 高齢者向け配食サービス（弁当形態）における食中毒予防について
資料12の説明

(太田委員長)

ありがとうございます。衛生管理のチェックリストというところでの情報提供ということですが、お気づきの点、御質問、御意見等ありましたら、お願ひします。

どうぞ。

(圓口委員)

すみません、圓口です。

資料1 2の3番の魚介類や野菜・果物は、流水でよく洗いましたかということなんですけど、魚とかかっていうのは、切り身の状態のものも水洗いをするということですか。このよく洗いましたか、そのよく洗うというのは例えばどういうものなのか、教えていただきたいです。

(久保田食品・生活衛生課長)

魚介類などは、特に海産の魚介類は、海の中におりますと、食中毒細菌の一つとして、腸炎ビブリオという、具体的にはそういう菌が付着している場合がありますので、そういった菌を洗い落とすという意味で、よく洗いましたかというような記載をさせていただいております。

(圓口委員)

切った切り身自体も水で洗う、真水で洗うという。

(久保田食品・生活衛生課長)

そうですね、真水で洗う。焼けばもちろんそれなりに加熱をしますので、菌が死んでしまいますけれども、洗うことによっても、事前にそういった菌を流水で流すことができますので、洗うということでチェック項目にしています。

(圓口委員)

分かりました。ありがとうございます。

(太田委員長)

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

説明事項コの動物の多頭飼育問題における多機関連携についてということです。
それでは、御説明のほう、よろしく申し上げます。

コ 動物の多頭飼育問題における多機関連携について
資料13の説明

(太田委員長)

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですかね。多頭飼育で3つ、環境の悪化っていうのがあるという、飼育してる本人とか、あと周辺とか、動物そのものとかいうところで、福祉的な観点も必要になってきているということですけども、よろしいですかね。ありがとうございました。

どうぞ。

(宮島保健・疾病対策課長)

先ほどの自殺の件で、お尋ねいただきました数値について御報告申し上げます。

(太田委員長)

ありがとうございます。

(宮島保健・疾病対策課長)

長野県警が発表しております自殺者数の統計でございますが、平成28年から令和3年までの6年間の統計で、20歳未満の自殺者数は70名なんですが、このうち高校生が43名と約6割を占めてございます。すみません、よろしくお願いいたします。

(太田委員長)

ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、今日の審議事項等は以上です。本日諮問された事項については、御意見等も踏まえて、今後それぞれの分科会で審議・検討を進めていただくということになります。皆さんの御協力で、思ったより少し時間が早く進行できたかなと思います。長い時間でしたけども、ありがとうございました。

それでは、本日予定した会議事項は以上になりますので、進行を事務局のほうに戻したいと思います。よろしくお願いいたします。

4 閉会

(小澤企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。

太田委員長をはじめ、委員の皆様には、熱心に御審議をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

本日の議事録についてですが、作成に当たりまして、後日委員の皆様には内容の確認をお願いする予定ですので、その際にはよろしくお願いいたします。

また、次回の社会福祉審議会につきましては、来年度の開催を予定しておりますので、また開催日につきましては、改めて担当から御連絡をいたします。

それでは、以上をもちまして長野県社会福祉審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

(太田委員長)

どうもありがとうございました。